



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。(拍手)

表彰文を朗読いたします。

故議員川崎秀二君は衆議院議員に当選すること

十一年在職二十四年十一月に及び常に憲政のた

めに尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院

議をもつてこれを表彰する

この贈呈方は議長において取り計らいます。

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

白程第一 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案 第八十二回国会 内閣提出

○議長(保利茂君) 日程第一、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長増岡博之君。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔増岡博之君登壇〕

○増岡博之君 ただいま議題となりました特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は次のとおりであります。  
まず第一に、おおむね十年後において、その周辺の広範囲な地域にわたり、航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められる空港を、政令で特定空港として指定し、この指定があったときは、特定空港の設置者は、おおむね十年後に

おける航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びその騒音の程度等を示して、当該地域を管轄する都道府県知事に対し、航空機騒音対策基本方針を定めるべきことを要請しなければならないことをといたしております。

第二に、都道府県知事は、右の要請があつたときは、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、関係市町村長、関係住民等の意見を聞き、運輸大臣及び建設大臣の同意を得て、航空機騒音対策基本方針を定め、これに基づき、特定空港の周辺で都市計画区域内の地域において、都市計画に航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を定めることといたします。

第三に、航空機騒音障害防止地区内において住宅等を建築する場合には、防音構造としなければならないこととし、また、航空機騒音障害防止特別地区内においては、都道府県知事が許可した場合を除き、住宅等の建築をしてはならないことといたします。

第四に、このようない航空機騒音障害防止特別地区内における住宅等の建築の禁止により通常生ずべき損失は、特定空港の設置者が補償しなければならないこととするとともに、土地の利用に著しい支障を来すこととなる場合は、当該土地の所有者の申し出により、当該土地を時価で買い入れるものといたしており、また、航空機騒音障害防止特別地区に現に所在している住宅等については、特定空港の設置者は、移転希望者に対し、移転補償及び土地の買入を行ふことができるとしております。

第五に、国である特定空港の設置者が買入れた土地を、地方公共団体が公園、広場等に利用するときは、無償で使用させることができることとします。第一に、おおむね十年後において、その周辺の広範囲な地域にわたり、航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められる空港を、政令で特定空港として指定し、この指定があったときは、特定空港の設置者は、おおむね十年後に

の整備に要する経費の一部を補助することができます。

本案は、第八十二回国会の昨年十月十四日に提出され、今国会に継続審査となつたものであります。して、昨年十一月一日政府から提案理由の説明を聴取し、自來、建設委員会、公害対策並びに環境保全特別委員会と連合審査会を開き、また、参考人から意見を聴取する等、六回にわたって慎重に審査を重ね、今国会におきましても、二月二十八日質疑をいたしたのですが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくして、二月二十八日質疑を終了し、次いで、原案附則中の本法律案の法律番号に関する公

布年がすでに経過していることに伴い、公布年を改める自由民主党、公明党・国民会議・民社党、新自由クラブの四党共同提案の修正案が提出され、その趣旨の説明を聴取し、日本社会党の渡辺芳男君、日本共産党・革新共同の小林政子君からそれぞれ反対の討論があつた後、採決の結果、本案は多数をもつて修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、特定空港周辺の航空機騒音対策等のための関係住民を含む協議会の設置及び先住者の住宅の改築等による防音工事に係る経済的負担に対する助成について、五党共同提案に係る附帯決議が全会一致をもつて付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

本件の主な内容は次のとおりであります。  
まず第一に、おおむね十年後において、その周辺の広範囲な地域にわたり、航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められる空港を、政令で特定空港として指定し、この指定があったときは、特定空港の設置者は、おおむね十年後に

日程第二 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長竹本孫一君。

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔竹本孫一君登壇〕

○竹本孫一君 ただいま議題となりました沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会に

おける審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、沖縄における産業の振興開発に資するため、沖縄振興開発金融公庫の機能の拡充を図るうとするものであります。その主なる内容は次のとおりであります。

すなわち、第一には、本公庫に從来の融資機能のほか、新たに民間企業に対する出資機能及び債務保証機能を付与することとなります。

第二には、出資機能及び債務保証機能を付与することに伴い、公庫の経営の健全性を確保することに伴い、公庫の業務方法書に定めること、及び以上の改正に伴つて、公庫の予算及び決算に関する法律についても所要の改正を行ふことにしております。

本案は、去る二月十六日本委員会に付託され、翌十七日稻村沖縄開発局長官から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査を進めてまいりましたところ、去る二月二十八日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきも

のと決した次第であります。

なお、本案に対し、全会一致の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

#### 特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(保利茂君) 内閣提出、特定不況産業安定臨時措置法案について、趣旨の説明を求めてます。

通商産業大臣河本敏夫君。

〔國務大臣河本敏夫君登壇〕

○國務大臣(河本敏夫君) 特定不況産業安定臨時措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

わが国経済の現状は、長期にわたる内需不振に加え、昨年後半以降の急激かつ大幅な円高により産業全体が深刻な打撃を受け、企業体力の低下と雇用不安の深刻化が危惧されております。

刻化しております。

このような状態を放置すれば、構造不況産業に属する企業の存続を困難にし、雇用不安を生じるなど重大な社会的、経済的混乱を引き起こすおそれがあります。

こうした事態を回避するためには、一般的な景気拡大策あるいは従来から講じてまいりました短

期の生産・価格調整等の対策のみでは不十分であります。構造不況産業につきましては、その不況事態を招いている共通かつ基本的な原因である過剰設備についてその処理を促進し、構造改善を進めることができ現下の急務となっているのであります。

本法案は、このような状況にかんがみ、構造不況産業について、その実態に即した基本計画を策定し、事業者の自主的な努力を前提としながら、過剰設備の処理の促進等のための措置を講ずることによって、構造不況産業の不況の克服と経営の安定を図ることを目的として立案されたものであります。

次に、この法案の概要について御説明をいたします。

第一は、本法による措置の対象となる業種の指定についてであります。

本法においては、まず、対象候補業種を、平電炉業、アルミニウム製鍊業、合成繊維製造業、船舶製造業及び著しい過剰設備に起因する長期の不況を過剰設備の処理等によって克服することが國民経済の健全な発展を図るために必要な業種として、関係審議会の意見を聞いて、この法律の施行の日から一年以内に政令で指定する業種に限定しております。次いで、これらの対象候補業種の中から大部分の事業者の申し出があつたものを特定不況産業として政令で指定し、この法律による措置の対象とすることとしております。

第二は、安定基本計画の作成についてであります。

主務大臣は、特定不況産業とともに、関係審議会の意見を聞いて、不況の克服と安定を図るために、

安定基本計画を作成することとしております。安定基本計画には、過剰設備の処理目標、設備の新増設の制限、事業転換等、不況の克服と安定を図るための基本的な事項を定めるものとしておりま

す。

第三は、過剰設備の処理及び設備の新增設の制

限についてであります。

本法におきましては、安定基本計画に定める過剰設備の処理その他の措置については、事業者が自主的に行うよう努めることを要請しております。

しかしながら、事業者の自主的な努力のみをもつてしては安定基本計画が円滑に実施されない場合で特に必要と認められるときには、主務大臣は、関係審議会の意見を聞いて、過剰設備の処理及び設備の新增設の制限についての共同行為の実施を指示できるものとし、その指示に従つた共同行為は独占禁止法の適用を除外することとしております。

主務大臣がこの共同行為の実施を指示しようとするときは、公正取引委員会の同意を必要とすることとしており、また、公正取引委員会

は、その共同行為の内容が一定の要件に適合しなくなつたと認めるときは、主務大臣に指示の変更等を求めることが可能のこととしております。

さらに、本法におきましては、最近の厳しい雇用情勢にかんがみ、安定基本計画に従つて実施される過剰設備の処理その他の措置に関する事業者はその雇用する労働者の失業の予防その他雇用の安定に配慮すべきこととするとともに、国等は失業の予防その他雇用の安定等を図るために必要な措置を講ずるよう努めるべきこととしております。

第四は、特定不況産業信用基金についてであります。

特定不況産業信用基金は、本法に基づき、産業または金融に関し学識を有する者が発起人となり、大蔵大臣及び通商産業大臣の認可を受けて設立されるものであります。

この基金は、特定不況産業における計画的な過剰設備の処理を促進するため、安定基本計画に従つて実施される過剰設備の処理のため必要となる資金等の借り入れに係る債務を保証して、その保証の原資は、日本開発銀行の出資及び民間の出

以上が本法案の概要であります。構造不況産業の不況の克服と安定を図るために必要な期間を勘案し、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとしております。

本法に基づくこれらの施策は、構造不況産業の不況の克服と安定に欠くべからざるものであり、構造不況産業をめぐる事態の重大性及びその対策の緊急性にかんがみまして、ぜひとも早急に本法案の制定を図ることが必要であると信ずる次第であります。

以上が本法案の趣旨でございます。(拍手)

○後藤茂君(後藤茂君登壇)

○議長(保利茂君) ただいまの趣旨の説明に対しても質疑の通告があります。順次これを許します。

後藤茂君。

〔後藤茂君登壇〕

○後藤茂君 私は、日本社会党を代表いたしました。

三年の重症と診断をいたしました。さらに、昨年は、梅雨空の向こうに青空が広がると言い、また、今国会の施政方針演説でも、七%経済成長の実現に全力を傾けることによって、日本経済の五年越しの長いトンネルも出口がはつきりすると述べております。

これらを結果として見ますと、その場その場を翻塗するための場当たり発言であったと言わざるを得ないし、本法律案もまさにそのたぐいではないとの観念を持たれたのであります。

総理、本法律案は七%成長実現とは逆行するものではありませんか。望ましい構造転換の方向をしおつてゆがめる危険性をはらんではないでしょうか。福田総理の基本的な考え方を、まず冒頭

にお聞きしておきたいと思います。

いま私たちの周囲は、不況打開の大合唱に取り組まれております。その対策を急ぐことももちろんですが、この大合唱に心を奪われて、マクロの視点を忘れたならば、まさに角をためて牛を殺すことになります。

ところが、政府の見通しや策定する計画は、最近の天気予報よりも当たりが悪いばかりか、マクロにとらえる座標軸が不確かなために、かえって過述を深めているのが実態ではありませんか。

昨年の産業構造審議会の報告書を見ますと、「多くの分野で、実態がどのように展開していくか予断を許さない。いわば不確実性に満ちた状況にある」と指摘しているのであります。

しかも、内に高度成長政策の矛盾を吹き出させ、外に国際経済の激しい変化にさらされながら、自由経済の枠を崩さずに、産業構造の安定基本計画が立てられるとは本気でお考えでしょうか、お伺いをしたいのであります。

御承知のように、本法律案は、恒久施策と緊急施策が整理されないまま、せっかちに処理をされております。そのため、本法律案は基本的性格をあいまいにしてしまいました。

総理、構造不況は決して偶発的なものではないでしょう。政府も企業も高度成長に踊り狂った結果の過剰蓄積であることは周知の事実であります。世界的な不況はこの過剰蓄積を衝撃的に顕在化させました。内需の停滞と過剰資本圧力による輸出急増は、円高となつて、この矛盾をより増幅させたのであります。

とするならば、構造不況対策は、基本的には今日の経済体制、産業構造の転換にまで手をつけなければならぬ性格のものであります。もしそこまで踏み込めないならば、今日るべき対策は、立法でなければならないのではないでしようか。

総理は、この法律案でいずれの考え方を貫こうとしているのか、お伺いをいたしたいと思います。

私は、同様の質問を角度を変えて通産大臣にお尋ねをしたいと思います。

大臣も御承知のように、戦後三十数年間、政府は産業政策の目標を掲げてまいりました。昭和二十年代の自立経済の達成、三十年代の重化学工業化、そして四十年代の産業構造の知識集約化等がそれであります。かくて、量の上では、欧米に追いつき追い越しした経済大国が現実のものとなりました。

さて、現在はどうか。福田総理の言葉をかりれば、わが日本丸は羅針盤のない航海を続け、次に政策目標すら定め得ないままよつて、いるのであります。

産大臣が最もよく御存じのところではないでしょうか。大臣はこの段階でどのような産業政策目標をお持ちか、ぜひお伺いをしておきたいのであります。

私がこのことを繰り返しておきたいのは、本法で言う「国民経済の健全な発展に資する」産業構造とは一体いかなるものであるかを知りたいからです。本法律案が提出された以上、それは関係審議会に聞いてからだというものではありません。もし将来の産業構造について展望がないとすれば、行き当たりばったりで、かえって不安と混亂を招くだけあります。この法律にうつかり乗るわけにはいかないぞ、こういう警戒する見解が多くなってきて、現実を通産大臣はどう理解されておられるのか、お聞きをしたいのであります。

次に、私は、独禁政策と産業政策との関連について質問をしたいと思います。

本法律案は、指示カルテルと債務保証によって過剰設備の処理を図ろうという内容になつております。しかも、企業間の合意が得られない場合、振り基準まで示して、事実上強制することになるわけであります。

構造不況といつても、一律ではありません。一時不況業種と言われたセメントを始め小棒や合板も需給好転の兆しを見せ始めております。もちろん、過剰設備の実態は変わらないでしょ。しかし、目標の定かでない船に乗るよりは当面の市況に目を奪われるのが個々の企業の姿であります。本法律案はこのような動きにどういう役割を果たすことができるのか、また、限界企業を温存し、健全な企業の活力を阻害するおそれがないかをきしたいと思います。

どうか、國民は注目をしているのであります。

本来、不況産業対策といつても、企業の自己責任にかかる問題です。不況対策に名をかりて、本法が企業や金融機関の責任をあいまいにしてはならないと思いますが、通産大臣の率直な見解をお聞きしたいと思います。

次に、ここでぜひつきりさせておきたい問題があります。それは国際経済とのかかわり合いであります。

本法律案で言う安定基本計画の前提となる需給想定は、国内需要面のみで立てられるのはずはありません。必ず国際経済動向が問題となります。また、需給想定は価格との関数を抜きにして考えられることも常識であります。とすれば、どの程度の対ドル為替相場水準を想定して安定計画を立てようとするのか、通産大臣の腹づもりを明らかにしてもらいたいのであります。

さらに、輸入規制と併存させるのかどうか、海外諸国との相互依存、協力関係のもとにおける新たな国際貿易秩序が求められておりますが、これとどう関連させるのか、あわせてお聞きをしたいと思います。

次に、私は、独禁政策と産業政策との関連について質問をしたいと思います。

本法律案は、指示カルテルと債務保証によって過剰設備の処理を図ろうという内容になつております。しかも、企業間の合意が得られない場合、振り基準まで示して、事実上強制することになるわけであります。

ところが、本法律案を見ますと、債務保証を別とすれば、産業構造審議会を活用をし、独禁法の不況カルテルの運用で対応できるのではないかと読めるのですが、通産大臣、行政の指導でどうしておられるのでしょうか。本法律案のようないい理由をここに明らかにしていただきたいと思います。

このことと関連して、公取委員長の見解をお聞

最近は、欧米先進国でも共通の現象として独禁政策は強められる傾向にあります。わが国でも昨年、強化の法改正がなされたことは御承知のとおりであります。このことは、独占の弊害規制とともに競争市場秩序を回復させる中で、この転換期に対応する企業の活力を引き出そうとしたからであります。公正取引委員長、独禁法の不況カルテルによって設備廃棄することと、本法の指示カルテルによって設備廃棄することに公正取引委員会が同意することと、質的はどう違うのであります。

さらに、位置づけの相違をどう把握しているのか。なぜ別の法律が必要となることか。なぜ別々の法律が必要となることか。カルテル政策の統一性と関連をいたしまして、公正取引委員長の明確なお答えをいただきたいと思います。

最後に、私は雇用の問題についてお尋ねをいたします。

本法律案が提案されました背景には、構造的不況という現実認識がありますが、この非常事態というの、ひとり企業だけの問題ではなく、それ以上に、労働者にとっても深刻な非常事態であることを見過ごすことはできません。國民経済上の必要から企業に対して強力な行政施策が講ぜられるというならば、それと同等の比重をもつて、労働者に対しても雇用の安定の措置がとられて当然であります。

労働大臣、労働者のことを考えない政治があつてよろしいでしようか。企業における政策と労働者に対する政策は対等でなければならないのです。このことは国が各種政策を樹立する原点でありますし、この基本的な原点を立たないでどうして国民経済と国民生活の安定について将来の展望が望めるでありますか。本法律案のようないい企業に対する行政施策によって合法的に職が奪われることもやむを得ない、あとは離職者対策临时措置法を受けざらとする、と言ふに至つては、雇用の安定施策はないに等しいと言わざるを得ないであります。(拍手)

す。  
内閣総理大臣(福田赳氏君) お答え申し上げます。  
まず、今回の政府提案はどうも時局が要求しているものでなく、むしろそれに逆行するような性格のものじゃないか。こういうような御意見を交えての御質問でございますが、私は、今日、どういうことが経済政策として要請されておるかということを考える場合におきまして、正しく今日の経済状態というものを分析してみなければいかぬと思うのです。

りいましたか。完全雇用をここで言おうとしているのではありません。不況対策を産業政策として進めながら、雇用は市場原理に任せることその姿勢が許せないのであります。(拍手)

そこで、重ねて労働大臣にお聞きします。雇用の新たな創出・再雇用についての政府の責任を果たすために、積極的な施策を講ずる意思がおありかどうか、労働大臣の率直な見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

本法律案の雇用安定等に関する規定でも、事業者は「配慮しなければならない」とか、国及び都道府県は「努めるものとする。」とかと、法律的には実質的効果の薄い訓示規定であります。もつと強い義務規定にするべきであると思いますが、労働大臣、いかがでございましょうか。

また、関係審議会に労働者代表を加えることによつて、政府と企業と労働者、換言すれば、国民的な合意のもとに安定基本計画の策定、指示を行ふべきだと思いますが、労働大臣の積極的なお考えをお聞きしたいのであります。

私は、先ほど来、特に雇用の安定を強調してま

労働大臣、不況産業対策の最重要課題は雇用の安定です。第一条目的にこのことを明記せずして、何で労働大臣の責任が果たされるでありますか。指示カルテルでも同様です。雇用の安定は、單なる消極的要件にされて いるではありますか。

私は、一般的に言いますと、わが国はいま設備過剰の企業、これが非常に多いという状態である。それに対しましては需要を創出するという考え方をとらなければならぬ。そこで、五十三年度予算におきましても御審議をお願いいたしておりますが、政府が中心になって需要を創出する、これ以外に道はない、このような考え方を一般的にとつておるわけであります。

ところが、わが国の企業の中には、そういう一般的な需要創出効果だけでは対処し切れない産業がある。これが先ほど通産大臣から構造不況業種でござるとして御説明申し上げた業種でございます。これに対しても、一般的需要創出対策と同時に対策をとらなければならぬ。この対策は、構造不況業種の実態が設備過剰というものに本質があるということに着目するときに、今日、現在の法体系のものでは対処し切れない、そこで、今日新しい提案を申し上げておる、こういうようなことでござりますが、この考え方以外に、私は今日のこのものをやもやとした日本の経済の現状といふものを打開する方途はない、そう確信いたします。何とぞ御理解を願いたいのであります。

同時に、安定基本計画という産業構造の基本にかかるわる施策と当面の不況克服という緊急避難的施策とが未整理のままにこの法案の背景に混在しておるのではないか、そのような御疑念でござりますが、そのようなことはございません。ただいま申したように、わが国の経済の状態、実態といふものは、一般的に申して企業の中に設備過剰のものが多いであります。また同時に、企業の中の多くのものが構造的不況要因といふものを抱えておる。この両面に対して対策を講じなければならない、そういうふうに考えておるのでありますし、したがいまして、一般的な対策としてとつておるところのこの需要創出の政策、これは政府が中心になつておらすであらう。私はそういうことを考えます

「國務大臣河本敏夫君登壇」

私は、一般的に言いますと、わが国はいま設備過剰の企業、これが非常に多いという状態であります。それに対しましては需要を創出するという考え方をとらなければならぬ。そこで、五十三年度予算におきましても御審議をお願いいたしておりますが、政府が中心になつて需要を創出する、これ以外に道はない、このような考え方を一般的にとつておるわけであります。

ところが、わが国の企業の中には、そういう一般的な需要創出効果だけでは対処し切れない産業がある。これが先ほど通産大臣から構造不況業種として御説明申し上げた業種でございます。これに対しても、一般的な需要創出対策と同時に対策をとらなければならぬ。この対策は、構造不況業種の実態が設備過剰といふものに本質があるということに着目するときに、今日、現在の法体系のもとでは対処し切れない、そこで、今日新しい提案を申し上げておる、こういうようなことでござりますが、この考え方以外に、私は今日のこのもともやとした日本の経済の現状というものを打開する方途はない、そう確信いたします。何とぞ御理解を願いたいのであります。

同時に、安定基本計画という産業構造の基本にかかわる施策と当面の不況克服という緊急避難的施策とが未整理のままにこの法案の背景に混在しておりますのではないか、そのような御疑念でございますが、そのようなことはございません。ただい

【國務大臣河本敏夫君登壇】

○國務大臣(河本敏夫君)　まず、構造不況業種対策を進める場合に、円レートはどの辺に考えるべきかという御質問でござりますが、この為替レートの問題は、御案内のように、わが国経済全体の動き、特に国際収支の動き、さらに米国の経済の動向、幾つかの要因が影響するわけでございまして、現時点で幾らの水準を想定しておるかということを具体的な数字を挙げて言うことは不可能でございます。しかしながら、昨年の年末に通産省が全産業及び中小企業について調査をいたしましたところ、昨年秋の急激な円レートの上昇によりまして、ほとんど全部の産業、中小企業が致命的な打撃を受けておるということを考えますと、実力以上の評価になつておるのではないか、このようにも考えられます。しかしながら、いずれにいたしましても、現時点では具体的な数字を挙げることは不可能でございます。

をいただいたわけでございますが、世の中が刻々に変わっておりますので、毎年、ローリングプランとして適当な手直しをしていただいております。でありますから、オイルショック以降の産業構造はいかにあるべきかということは、もちろん基本的に考えなければなりませんが、今回の法律は、オイルショックによりまして非常に大きな打撃を受けまして、一部の産業に大きな過剰設備が生じてまいりましたので、これをとりあえず処理しないことにはその業界全体が共倒れになってしまふ、こういうことを憂慮いたしまして、特に法律によって再建のチャンスというものをつくっていきたい、こういうことを目的といたしておるのでございます。

しかしながら、幾ら不況であるとは言いながら、自力でその業種が、その業界が立ち直るということが一番望ましいわけであります。自力で業界が立ち上がるということを期待しておりますが、どうしても自力ではやっていけない、やはり何らかの政府の援助が必要である、こういう業種に対しましては、大部分の業者の廃止によりまして、幾つかの条件をつけまして、それを審議会に諮って構造不況業種に指定することができるとなつております。そして、構造不況業種に指定されました業種が申し出をいたしますと、それに対する関係審議会の意見を開きまして安定基本計画というものをつくることになつておりますが、これもやはり業界が自主的な努力でその安定基本計画の路線に沿つて問題を解決していくいただくということが望ましいわけでございます。

しかしながら、どうしてもその安定基本計画の路線が業界自身ではやつていけない、こういう場合には、万やむを得ず指示カルテルをつくることにいたしております。もちろん指示カルテルをつくりましても、途中で情勢が変わることもござります。そういう場合には、当然臨機応変に対処することになつておるのでございます。

以上が本法律案の大要でございますが、そのうち特に御質問をいただきました点についてお答えをしたわけでございます。(拍手)

〔国務大臣藤井勝志君登壇〕

○国務大臣(藤井勝志君) 労働者の生活の安定と福祉の向上といふことは、これはもう労働省並びに労働大臣に課せられた使命の大前提であることは申し上げるまでもございません。そういうた認めの上に立ちまして、失業の予防、再就職の促進、こういった職業訓練、職業転換、こういったものを踏まえまして、すでに雇用安定資金制度並びに先般成立を見ました特定不況産業種離職者臨時措置法、こういったことを活用いたしましてすでに具体的な対策が進んでおりますことは、皆さん方御案内のとおりであります。

特に、このたびの法案から予想される離職者の特殊性ということを考えまして、特定不況産業種離職者臨時措置法を積極的に活用いたしまして、そして、四十歳以上の離職者に対しては、雇用保険の給付を九十日延長するということ、あるいは事業訓練待期手当、事業訓練手当、こういったことを配慮いたしておるわけでござりますけれども、同時に、このようなことから、離職した方々を雇い入れる事業主に対してもこれが助成措置を行うことになります。

また、公共事業に吸収をするということも、これも法に定められた失業者吸収率制度を活用いたしまして、積極的に手配しなければならない、このように考へるわけでござります。

何と申しましても、今度の、ただいま上程されました法案というのは、不況から脱出をしてそして経営の安定を図るという法案でござります。それに対し労働省としては、すでに準備をされて発足をいたしております雇用保険制度、雇用保険法の活用、あるいは先ほど申しましたような離職者法を活用いたしまして、これに対応する具体的な施策が進んでおるわけでござりますから、大いにこういった点を強力に推進しなければならぬ。

特にまた、ただいま法案に出でております第十条において、雇用の安定のためには国並びに都道府県が責任を持つということを明記しておるわけでございますから、先ほどからのいろんな御心配に對しては十二分にわれわれは構えをいたしておる、このよう御理解いただきたいと思うのでござります。

それから、本法案の運用に当たりましては、労働省としては、何といっても雇用の安定、労働条件の問題に直結いたすであろう問題でござりますから、これが事前の協議ということについては、通産大臣はもちろんであります、事業官庁と事前に十二分に協議をする、こういった手配もいたしております。

同時に、これらの施策を推進するに当たって審議会が設けられております。この関係審議会には労働組合の意向が十二分に反映されるよう、審議会の構成、運営についても十分に配慮し、労働組合の代表の方々もこれに参加していくだけ、このように相なつておるわけでござります。

そして、これは基本的な雇用対策の前提でござりますけれども、われわれいたしましては、何とかして実質成長率七%、これをひとつなし

ます。(拍手)

〔政府委員橋口收君登壇〕

○政府委員(橋口收君) 銀治清君の中にもございました

したように、昨年わが国において初めて独占禁止法の強化、改正が行われたのでござりますし、またわが国と同様の経済体制を持つ先進諸国における不況の克服と経営の安定を図るためにこういった点を強力に推進しなければなりません。

べきものと考えます。

現行の独占禁止法には不況カルテルという制度が用意されておりまして、法第二十四条の三に該対しては十二分にわれわれは構えをいたしておる、このよう御理解いただきたいと思うのでござります。

それから、本法案の運用に当たりましては、過剰設備の問題に直結いたすであろう問題でござりますから、これが事前の協議とすることについては、通産大臣はもちろんであります、事業官庁と事前に十二分に協議をする、こういった手配もいたしております。

それで、本法律案の発想は、特定不況業種を指定し、政

府の策定する安定基本計画に基づき、過剰設備の廃棄などを通じて構造改善を実施するというもの

ないものと考えております。(拍手)

不況産業対策の基本的な態度をお尋ねをいたしました。

まず第一に、本法律案に関連して、政府の構造

行うこと基本としており、指示カルテルはこれ

らの自主的努力のみによってはその実効が上がる

ない場合に限り、独占禁止政策と十分調整を図つた上で行われることになつておりますので、本法

案によって独占禁止法の精神が損なわれることは

ないものと考えております。(拍手)

〔銀治清君登壇〕

○銀治清君 私は、公明党・国民会議を代表し

て、ただいま議題となりました特定不況産業安定

臨時措置法案について、總理並びに関係各大臣に質問を申し上げます。明快なる御答弁をお願い

いたします。

長い長い、そして深刻な不況が続く中で、特に

構造不況産業に属する企業、そこで働く労働者の

皆さん、そして下請事業の方々が想像を絶する苦

難の道を歩まざるを得なくなつてゐることは周知

の事実であります。そこに温かな血の通つた手を

差し伸べることは、何人も争うことのできない切

実な政治的課題であります。しかし、この課題の

解決に當たつては、民主的な経済秩序の原則に従つて、企業の自助努力を前提に、中小企業と労

働者の皆さんに温かな配慮をし、構造改善を進めなければならぬことは当然のことでありましょ

う。しかも、織維産業に典型的に見られますよう

に、これまでの政府の構造改善対策は失敗の歴史

であったと言つても過言ではありません。この事

実についての厳しい反省を前提とする施策でなく

てはなりません。こうした立場から見れば、本法

律案に示された政府の構造産業対策には多くの疑

問を持たざるを得ないのであります。

以下、構造不況産業についての基本的な考え方、本法律案が構造改善対策として有効であるかどうか、また、立法の意図に反し、不公平の拡大をもたらす危険性があるのでないかなどの矛盾を指摘しつつ、具体的に数点にわたつてお尋ねをいたしたいと思います。

それで、たゞいま法律案に出でております第十条において、雇用の安定のためには国並びに都道府

県が責任を持つということを明記しておるわけでござりますから、先ほどからのいろんな御心配に對しては十二分にわれわれは構えをいたしておる、このよう御理解いただきたいと思うのでござります。

それから、本法律案の運用に当たりましては、過剰設備の問題に直結いたすであろう問題でござりますから、これが事前の協議とすることについては、通産大臣はもちろんであります、事業官庁と事前に十二分に協議をする、こういった手配もいたしております。

それで、本法律案の発想は、特定不況業種を指定し、政

府の策定する安定基本計画に基づき、過剰設備の廃棄などを通じて構造改善を実施するというもの

ないものと考えております。(拍手)

不況産業対策の基本的な態度をお尋ねをいたしました。

まず第一に、本法律案に関連して、政府の構造

行うこと基本としており、指示カルテルはこれ

らの自主的努力のみによってはその実効が上がる

ない場合に限り、独占禁止政策と十分調整を図つた上で行われることになつておりますので、本法

案によって独占禁止法の精神が損なわれることは

ないものと考えております。(拍手)

〔政府委員橋口收君登壇〕

○政府委員(橋口收君) 銀治清君の中にもございました

したように、昨年わが国において初めて独占禁止法の強化、改正が行われたのでござりますし、またわが国と同様の経済体制を持つ先進諸国におき

ました。近年ほとんど例外なく独占禁止政策の

強化を行つてゐる現状にかんがみまして、特定不

況産業における不況の克服と経営の安定を図るに

あつたとしても過言ではありません。この事

実についての厳しい反省を前提とする施策でなく

てはなりません。こうした立場から見れば、本法

律案に示された政府の構造産業対策には多くの疑

問を持たざるを得ないのであります。

以下、構造不況産業についての基本的な考え方、本法律案が構造改善対策として有効であるかどうか、また、立法の意図に反し、不公平の拡大をもたらす危険性があるのでないかなどの矛盾を指摘しつつ、具体的に数点にわたつてお尋ねをいたしたいと思います。

それで、たゞいま法律案に出でております第十条において、雇用の安定のためには国並びに都道府

県が責任を持つということを明記しておるわけでござりますから、先ほどからのいろんな御心配に對しては十二分にわれわれは構えをいたしておる、このよう御理解いただきたいと思うのでござります。

それから、本法律案の運用に当たりましては、過剰設備の問題に直結いたすであろう問題でござりますから、これが事前の協議とすることについては、通産大臣はもちろんであります、事業官庁と事前に十二分に協議をする、こういった手配もいたしております。

それで、本法律案の発想は、特定不況業種を指定し、政

府の策定する安定基本計画に基づき、過剰設備の廃棄などを通じて構造改善を実施するというもの

ないものと考えております。(拍手)

不況産業対策の基本的な態度をお尋ねをいたしました。

まず第一に、本法律案に関連して、政府の構造

行うこと基本としており、指示カルテルはこれ

らの自主的努力のみによってはその実効が上がる

ない場合に限り、独占禁止政策と十分調整を図つた上で行われることになつておりますので、本法

案によって独占禁止法の精神が損なわれることは

ないものと考えております。(拍手)

〔政府委員橋口收君登壇〕

○政府委員(橋口收君) 銀治清君の中にもございました

したように、昨年わが国において初めて独占禁止法の強化、改正が行われたのでござりますし、またわが国と同様の経済体制を持つ先進諸国におき

ました。近年ほとんど例外なく独占禁止政策の

強化を行つてゐる現状にかんがみまして、特定不

況産業における不況の克服と経営の安定を図るに

あつたとしても過言ではありません。この事

実についての厳しい反省を前提とする施策でなく

てはなりません。こうした立場から見れば、本法

律案に示された政府の構造産業対策には多くの疑

問を持たざるを得ないのであります。

以下、構造不況産業についての基本的な考え方、本法律案が構造改善対策として有効であるかどうか、また、立法の意図に反し、不公平の拡大をもたらす危険性があるのでないかなどの矛盾を指摘しつつ、具体的に数点にわたつてお尋ねをいたしたいと思います。

それで、たゞいま法律案に出でております第十条において、雇用の安定のためには国並びに都道府

これらの諸点について御答弁をいただきたいのであります。

質問の第二は、本法律案の有効性についてであります。

本法律案によりますと、主務大臣は特定不況産業と指定された製造業に対し、安定基本計画を策定することになります。しかし、安定基本計画の前提となる需給見通しの立案はきわめて困難というほかはありません。むしろ、これまでの政府の産業構造のビジョンなどに示された需給見通しがことごとく大幅に狂い、この需給見通しの狂いが過剰設備投資をもたらし、構造不況業種へと転落した業種すら存在するのであります。私は、誤りのない需給見通しを立てるとは不可能ではないかと考えておきたいものであります。が、政府の見解を伺つておきたいのであります。

安定基本計画の基礎である需給見通しを政府が誤りなく策定することが困難であるとの立場に立つてみますと、この安定基本計画に基づく指示カルテルがいかに矛盾多きものかが明らかになってくるのであります。

私は、構造不況のよう市場が欠落した領域に一定の前提のもとに行われる行政介入を全く否定するものではありません。しかし、誤りなきを期すことのできない安定基本計画に基づいて、企業にとって基本生命ともいべき設備の廃棄等を指示カルテルによつて行うとすれば、行政の介入が誤れる統制となり、統制が統制を呼ぶという事態に陥る危険性も少なくないと思うのであります。したがつて、私は、安定基本計画はガイドラインと位置づけ、本法律案の指示カルテルは勧告に改めるべきであると考えるのであります。これらについて、政府の見解を承りたいのであります。

第三は、本法律案がもたらすであろう不公平の拡大の懸念についてお伺いをいたします。

言うまでもなく、過剰設備の廃棄等が、そこで

働く労働者や関連中小企業へしわ寄せをするようなことは断じて避けなければなりません。しかし、そのおそれは十分あります。

ありますが、過剰設備の廃棄あるいは格納休止は、遊休設備が対象であるとは言いながら、そこには人員整理がつきまとることは避けられません。しかし、本法律案は、そこで働く労働者の意見を述べる機会を与えておりません。安定基本計画の策定に当たっては、当然該業種の労働者の意見を聞くべきであり、また雇用の安定措置については、その具体策を法律で明記すべき筋であります。

変大きな影響を与えたが、わが国の経済もこれで大影響を受けております。画期的な変化をこのオイルショックによって生じたわけでございました。そこで、一部の業種は大幅に過剰となり、一部の業種は不足する、そういう変化になりましたが、この設備過剰の業種に対しましては、これまでもいろいろ手を打つてまいりましたけれども、一進一退、なかなか前進をしない。そこで、今回法律をつくりまして、法律によつてある程度援助をしていただきたい、こういう判断に立ったわけでございます。

そこで、具体的な御質問をいたしまして、四報官号外) お話をござりますが、やはり経済は刻々に動いておりますし、指定をしてもらいたいといふ申し出は一年間にやればいいわけありますから、むしろ、そのうちにそれぞれの業界で大部分の意思も方向が明らかになるとと思うのです。その業界の大部分の意思の方向が明らかになった時点において、その業界から自発的な申し出を受け、要件に適合しておるかどうかということを政府が審議会の意見を聞いて判断する方がよかるう、こういうことで、四業種以外は、私が先ほど申し上げましたような指定方法になつておるわけでございます。

それから、安定基本計画はガイドラインにとどめるべきではないか、あるいは勧告にとどめよ、というふうお話をございますが、ある意味では実際

この安定基本計画というものはガイドラインだと私は思います。そして勧告だと思うのです。このガイドラインである安定基本計画、その勧告を自力でやれない、業界が勧告を自力でやれない、この場合に限つて初めて指示カルテルによつて設備の廃棄をしていく、こういう考え方でござりますから、指示カルテルによつて設備の廃棄をするのは最後の最後でございまして、やはり業界の自主的な努力によつてすべての問題が解決するこども強く期待をしておるわけでございます。

それから、中小企業の意見を開くべきである、また労働界の意見を開くべきである、こういうお話をございますが、これはいろいろな作業を進めます過程におきまして、審議会に労働界の代表に入つていただきまして十分意見を述べていただくつもりでございます。また、安定基本計画をつくる過程におきましても、やはり中小企業や下請の方々も審議会に代表に入つていただきまして、その過程におきましても、運営が公にして在庫調整元了答弁をお願いする次第であります。

〔議長退席、副議長着席〕  
去る四十八年、四十九年のオイルショック以来の不況は、最近政府が公にしている在庫調整元了見通しや、マクロでの経済指標の好転とはうらはらに、史上最悪の事態であります。  
ちなみに、私は、会社更生、和議、会社整理等、裁判所が扱う経済事件を調査してみましたが、過去の不況に比べ、四十九年以来の不況がいかに深刻であるか、驚くべき数字に遭遇したのであります。  
すなわち、四十九年度に、前年度の四十件台から会社更生事件は一挙に百四十件に達し、以後、今年度まで百二十件台で推移をしております。一方、和議事件は、四十九年度に前年度の七十九件

だいま通産大臣がお答えになつたとおりであります。そして、やはり何といつてもその関係する労働者、労働組合というものの理解と協力なくしては都合よくいくはずはございません。したがつて、関係審議会の構成メンバー、運営についても十二分に配慮されておるわけでございます。(拍手)  
○議長(保利茂君) 宮田早苗君。  
〔宮田早苗君登壇〕  
○宮田早苗君 私は、民社党を代表して、本院に提案されました特定不況産業安定臨時措置法につき、幾つかの問題点を指摘し、政府の明快なる答弁をお願いする次第であります。

〔議長退席、副議長着席〕  
去る四十八年、四十九年のオイルショック以来の不況は、最近政府が公にしている在庫調整元了見通しや、マクロでの経済指標の好転とはうらはらに、史上最悪の事態であります。  
ちなみに、私は、会社更生、和議、会社整理等、裁判所が扱う経済事件を調査してみましたが、過去の不況に比べ、四十九年以来の不況がいかに深刻であるか、驚くべき数字に遭遇したのであります。

政府は、従来資本主義経済下の自由競争原理を前提にして、数字の上で賃給ギャップがはつきりしている、一例をとれば、平電炉業界の構造不況の原因は、業界みずからが設備増設に走つた結果だといったような責任逃れの発言を繰り返してまつたのであります。しかし、事実がそうでないことは歴然としております。政府の経済全般の見通しや業種ごとの需要予測があり、場合によっては所管官庁が設備投資を促す行政指導が行われ、

今日のような需給ギャップが生じたという点では、行政にその責任があることは明確であります。もちろん、企業経営者が行政にもたれかかる経営責任の放棄ともとれる姿勢、これは厳に慎まなければなりません。

この安定法案は、特定不況産業を指定すると、主務大臣が安定基本計画を定めることになりますが、それだけに主務大臣、政府の責任はまことに重大であります。従前のように、事が生じた場合、企業責任と行政の責任をあいまいにしたままでは処理できなくなつておるのであります。しかし、通産大臣の御所見を伺いたいと思うのであります。

質問の第三点は、構造改善事業の推進に当たって、業種団体に所属していないアウトサイダーの扱いをどうするかであります。

法案の策定の過程で、通産当局と公正取引委員会の意見が分かれたものこの点だったのでござります。対象として考えられる業界の労使の間から、設備廃棄をしても、片方でアウトサイダーが設備投資をしたのでは需給ギャップは永遠に解決しない、アウトサイダー企業の能力増につながる設備の新增設について本法の効果を懸念する声が強いことにかんがみ、何らかの規制措置が必要ではないかと考えられるのであります。しかし、いかがでございましょう。

本法律案は、五年間の時限立法でござります。不況産業の指定は、施行後初年度に限定するとい

うのでございますが、法律で指定される業種の中期展望はどうなつておるのであります。平電炉、アルミ等については、産業構造審議会の各専門機関による業界の方針が示されているのですが、不況産業指定から設備廃棄に至るもの、五年後の各産業のあるべき姿をどう位置づけしようとしているのか、通産省の考え方をお示しいただきたいのであります。

あわせて、この際、私は労働大臣にお尋ねしておきたいと思います。

業種指定の対象となる業界では、今日までにすでに相当数の労働者が犠牲になつてゐるわけあります。しかし、設備廃棄が柱となつていて本法が施行された暁には、当然雇用調整が始まると見なくてはなりません。法案では雇用の安定について規定していますが、抽象的な表現にとどまつていて言わざるを得ません。離職者法が三年、本法が五年の時限立法であること等を踏まえて、産業構造の変化に今後の労働行政をどう進めるかについてお尋ねする次第であります。

最後に、私は、安定基本計画の最も重要な柱であります信用基金制度についてお伺いをする次第であります。

まず、今回の立法は、必要につきましては御理解を願つておるようでありまして、その提案がむしろ遅過ぎておるのではないかというような御批判でございますが、先ほど申し上げましたように、いまの経済事態に対処する、一つは国全体としての需要を拡大いたしまして、経済全体のかさ上げをする、こういう考え方、それからもう一つは、いわゆる構造不況業種に対しまして、個別的な構造不況対策を講ずる、この二本立てでいくほかないのだろう、このように考えておりま

す。

このたびの永大産業の倒産での金融機関の撤退に見られますように、市中金融機関が企業の生殺与奪権を握つていてのが実態であります。しかし、このような厳しい措置をお願いをする、そういうことにつきましては、ある程度環境が成熟して、新法を制定してまで構造改善をしなければならないような内容の悪い企業の設備廃棄に対して、基金の十倍もの融資が期待できるか、はなはだ疑問であります。そこで、政府は、企業の必要資金の三分の一程度を開発銀行等政府系金融機関が、残りを民間金融機関が負うような制度にしたらいいかがでしようか。政府の責任に沿つて推進する構造改善にふさわしい融資体系の確立こそ、本法の趣旨に沿うものでなからうかと確信する次第であります。

以上をもちまして質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳氏君登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳氏君) お答えを申し上げます。

まず、今回の立法は、必要につきましては御理解を願つておるようでありまして、その提案がむしろ遅過ぎておるのではないかというような御批判でございますが、先ほど申し上げましたように、いまの経済事態に対処する、一つは国全体としての需要を拡大いたしまして、経済全体のかさ上げをする、こういう考え方、それからもう一つは、いわゆる構造不況業種に対しまして、個別的な構造不況対策を講ずる、この二本立てでいく

ことは、いわゆる構造不況業種に対しまして、個別的な構造不況対策を講ずる、この二本立てでいくことがでございました。しかしながら、それは少し行き過ぎではないのか、こういう二つの意見がございました。しかしながら、それは少し行き過ぎではないか、こういう二つの意見がございました。

まず、最初の問題はアウトサイダーの問題でござりますが、今回の法律案の中でも、この問題は一番大きな問題であったと思います。アウトサイダー規制をすべし、こういう強い意見もついぶんございました。しかしながら、それは少し行き過ぎではないか、こういう二つの意見がございました。

一方で、内閣総理大臣は、この問題を中心にいろいろ意

見を闘わせてまいりましたが、最終的には、総合的に判断をいたしまして、今回の法律はアウトサイダー規制はやらない、こういうことに決定をしたわけでござります。

それから、信用基金の問題、百億、結局その保証の枠はその十倍、千億ということでございますが、最初はそういう案で進めておったのであります。が、いまいろいろ御指摘がございましたようなこともありますので、その枠は決めないことにいたしました。そして必要に応じまして、大蔵大臣と通産大臣の認可によりまして増額することになつております。でありますから、この問題は一応解決したわけでござります。

なお、構造改善事業の枠といたしましては、中小企業関係は別枠が十分ございます。これは全然別の枠としてやっていくつもりでござります。  
(拍手)

〔國務大臣藤井勝志君登壇〕

○國務大臣(藤井勝志君) 離職者臨時措置法の期限が二年でございまして、今度の不況産業安定措置法案は五年である、したがってその期限が切れた後どのような雇用対策を進めのかというお尋ねと承るわけでございまして、御承知のことく、不況業種離職者特別措置は、議員立法として成立したわけございまして、あの期間二年後どのように経済情勢になるか、あるいは雇用情勢になるかというその時点で状況を判断して、関係者並びに関係機関が検討すべき問題である、このように

考へておるわけでございます。(拍手)

○副議長(三宅正一君) 大成正雄君。

〔大成正雄君登壇〕

○大成正雄君 私は、新自由クラブを代表して、ただいま提案されました特定不況産業安定臨時措置法案について、その問題点の一部に触れながら若干の質疑をいたしたいと存じます。

去る一月二十五日、わが党の河野代表は、国務大臣の演説に対する質疑において、本法案の立法

に関して、企業の活力と創意を尊重した健全な活力ある自由主義経済を志向する私たち新自由クラブの経済政策の基本に触れるものとして、この問題に重大な関心を持たざるを得ないとし、これが改正独禁法の形骸化につながることはないかと指摘したところであります。

その後、通産省の当初の案が発表されるや、関係業界はもとより、経済団体や経済学者の中から同様の意見が強く主張されるところとなり、特に公正取引委員会は、指示カルテルを初め、アウトサイダー規制、合併の独禁法除外など、統制色の強い手法によって不況業種の構造改善を進めようとする通産当局の論理は、自由競争条件の維持を期する立場から産業政策の独走を目指すものとして強く抵抗し、ここに提案された政府案は、合併や営業譲渡の独禁法適用除外、アウトサイダー規制の削除、指示カルテルの歴止めの設定等、当初の

姿勢を後退させた形での提案となつており、わが党の主張が理にかなつたものであり、これを認めた形での本法の内容に対しても、これを評価するにやどさかではありません。

しかしながら、本法実施の一層の効果を期待し、また、現実に即した不況の克服と構造改善を進めるため、以下、幾つかの問題点を指摘しつつ、政府の所信をだしたいと存じます。

まず、総理に承りたいと存じますが、本法は五

年間の限界立法であり、今後五年間にわが国産業

の構造不況要因を克服して安定的基盤を確保する

ためには、五十四年度の経済成長率七%が完全に達成されることももとより、特定不況業種の安定

基本計画がそごなく達成される経済環境が重要な前提条件であると考えるが、今後五年間の中長期的

経済展望と指標について、総理の責任ある御答弁を承りたいと存じます。

次に、本法の実施に当たって、関連指定業種の過剰設備の廃棄や合併譲渡等の共同行為によつて、たとえば一律的な設備廃棄が、最も最新の優秀設備までスクラップするといったことによつて、わが国産業の活力や国際競争力を喪失してしまふような結果となつてはならないと危惧するところでありますが、わが国産業の構造改革のあるべき姿とその基本方針について、総理の所信を承りたいと存じます。

さらに、私はこの際、特定不況産業の定義について総理の認識をだしたいと存じます。

さきに成立した特定不況業種離職者臨時措置法においても同様ですが、特定不況業種とは、内外の経済事情の著しい変化により、その製品または役務の供給能力が過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる業種と解釈してしかるべきものと思いますが、わが国の産業の一部にかかる不況要因を内蔵するに至つた原因の究明とその責任の所在の追及は、不況要因を排除するためわめて重要な問題点であると言わざるを得ません。

すなわち、構造不況というよりは政策不況といつた方が正しい認識ではないかと思われる業種がある。つまり、政府の過去と現在の対応の誤りや不決断が不況要因の重要な部分を占めている業種があるということです。たとえば、本法に掲げる平電炉、合纖もその例外ではありません。平電炉産業の今日の過剰設備は、物不足経済當時の通産省の設備増強誘導政策と、これに油を注いだ商社、金融機関の結果がもたらしたものであり、見通しの誤りであったと言わなければなりません。また、合纖業界の不況は、世界的生産過剰や需要の減退も大きな理由ですが、原燃料ナフサ価格が国際相場に比べて七、八千円も割り高のまま政府の石油製品価格政策を今日まで放置してきた、すなわち、石油業法の適切な運用が行われなかつたことが今日の重大な不況要因となつてゐる事実であります。

本法適用以前の問題として、政策の貧困と不決

断が問わなければならぬと思ひますが、總理の所信を承りたいと存じます。

次に、通産大臣に承りたいと存じます。

その第一は、本法に定めるアルミ製錬業の不況対策についてあります。

アルミ製錬業の不況要因は、石油価格の高騰による電気料金の高コストにあることは周知のことろであります。わが国アルミ製錬業全体の財務の健全さは目に余るものがあります。昭和五十年度の決算数字において、借入金残高は六千三億、負債総額八千百二十九億であり、金利負担は実に三百八十五億余となつております。また、期末の未処分損失は四百八十五億にも及んでいます。また、国内需要、年百五十万トンに対し、設備能力は百六十四万トン。これに加えて、安い輸入地金が四十万トン以上入ってきております。すなわち、五十万トンからの設備が遊んでいるという状態であります。

政府は、このようなアルミ産業の構造改善対策として、設備能力の二四%、三十九万トンの設備凍結を行うとともに、タリフクォータ制を実施して、現行税率9%と5・5%との差額三・5%の関税見合い分を構造改善に使っていく構想であります。それによって昭和五十八年に国際競争力を回復しようとの計画でありますが、輸入枠内の関税率をゼロとしての計算で、五年後の赤字を三十億程度に持つていろいろとしているのであります。が、五・5%の関税率では、五年間で構造改善す

ることはとうてい不可能であります。

さらに問題なのは、二次関税分9%のコストでも、輸入地金の方が安い現状からすれば、サッシや大手家電メーカーが、みずからリスクで輸入地金を商社に手当てをして圧延メーカーを委託生産する動きが活発となれば、この構造改善対策は

根本から崩れてしまうことが考えられます。したがつて、アルミ製錬産業の実効ある不況対策としては、膨大な借入金利負担の軽減策、タリフクォータ制度の再検討がなされなければならないと思いますが、通産大臣の所信を承りたいと存じます。

次に、本法のねらいとするあめとむらのあめの部分に当たる第十三条以下の信用基金についてであります。日本開発銀行八十億、民間出資二十億、合わせて百億の資本金で千億規模の債務保証が行われようとしております。平電炉、アルミ、合織、船舶以外にも、関連業者の三分の二の申し出によつて業種指定の道は開かれておりますので、その他の業種として肥料、段ボール、毛紡、綿紡、合板、砂糖等の構造改善対策もくろまれておりますので、果たして五年間千億程度の債務保証で足りるのかどうかといふ疑問があります。

開銀出資二十億の増分を見込んでとても足りないのではないかと思われますが、この一千億程度の規模を算定した積算の根拠をお示し願いたいと存じます。

また、商社や金融機関は不況産業に対しても、いますぐすべき不況対策は需要の創出、すなわち、仕事をつくつてやる工夫と努力と決断で

これ以上のファイナンスは困難ですが、保証限度額を超えた設備廃棄資金の増拡は困難だと思います。

が、いかなる行政指導を行い、またその実績が期待できるかどうか、さらに、貸出金利の負担軽減についていかなる方針であるか承りたいと存します。

次に、運輸大臣に造船不況対策について承りましたと存じます。

奈落の底の海運不況などといった経済誌の見出しに表徴されるごとく、世界一の造船王国日本の造船業界の不況は慘憺たる状況でございます。

五十二年度の受注量約六百万トン、手持ち工事量も七百万トン程度。建造能力二千万トンに対してこれは、この夏ごろから火が消えたゴースト化するところが憂慮されます。しかし、大手造船会社はおかに上がって各種機械やプラント輸出にある程度転換の余地もありますが、中小造船の運命は暗たるものがあります。四百三十億の負債を抱えて倒産した今治市の波止浜造船、神戸市の新山本造船等、関連業界の連鎖倒産にも波及して、容易ならざる状態であります。

かかる造船危機に対して、いま政府が推進しようとしておる景気対策はほとんど無力であり、個別対策として思い切った救済策がとられなければならぬと思います。

時間の制約がありますので各論は省略しますが、いますぐすべき不況対策は需要の創出、すなわち、仕事をつくつてやる工夫と努力と決断で

あらうと思います。

LNG船の建造、海上石油備蓄基地の建設、海洋開発プロジェクトの着手、海上浮体空港の建設等は、大手対策としては有効であります。また、中小造船対策としては、海上保安庁、防衛庁、水産庁等の中小船舶の繰り上げ発注、近海航路の船舶のスクラップ・アンド・ビルト等、政府がその気になって決断をし、手当てをすれば、ある程度の不況対策としての効果は期待できると思います。ほかの不況産業とは異質の不況対策がなれば、現実的な不況対策とはならないと思います。

運輸大臣は、いま何から手をつけ、何をなさんとしているのか、本法の適用をいかに具体化しようとされているのか、御説明を願いたいと存じます。

次に、労働大臣に承りたいと存じます。

本法第十条は、特定不況産業に属する事業者の、関係労働者の失業の予防、その他雇用の安定に配慮しなければならないものとするとの訓示規定が定められております。

対策の実際は、昨年末議員立法で成立した特定不況業種離職者臨時措置法によって対応すべきものと判断するが、まず第一に、本法の適用実施現況を承りたいと存じます。

第二に、特定不況産業安定臨時措置法では、当該業種ごとの安定基本計画に定めるところに従つて雇用対策を配慮するとされているが、一方、離職者臨時措置法では、特定不況業種の区分

ことに職業紹介計画の作成、あるいは再就職援助計画の作成、認定等が義務づけられています。この二つの法律の整合性と労働省サイドに立っての安定基本計画に対する基本的な方針を明示願いたいのです。

特に離職者臨時措置法には、失業を予防するための解雇規制、罰則規定もなく、事業主の努力義務が規定されているにすぎないことからして、一方の安定基本計画の内容いかんでは、発生失業者は路頭に迷うような結果も予測されると心配されるが、労働大臣はいかに対処しようとしているのか、その方針を承りたいのであります。

最後に、本法は五年、離職者臨時措置法は二年の時限立法となっていますが、完全な不況対策の雇用安定上、そこを来すのではないかどうかを承って、質問を終わりたいと存じます。(拍手)

官

(号) 報

○内閣総理大臣(福田赳天君) 今回の政府提案が、その目的が達成されるためには、来年度日本経済は七%の経済成長が絶対必要な条件と考えるがどうか、このようなお尋ねでござりますが、先ほど申し上げておりますように、いま日本の経済の現況というものを顧みまするときだ、どうしても対策は二本立てでなければならぬ、つまり、一般的に経済のかさ上げをする、それからもう一つは、構造不況業種対策をやっていく、これ以外にまた道はないんじやないかと申し上げてきたわけでござりまするけれども、この二つの行き方は車

の両輪でありまして、このかさ上げ対策、これが実現されなければ、不況業種対策をもううといま

としても、私はこれが目的を達することはできないと思います。また、構造不況業種対策だけをやつてこれがうまくいったといったしましても、日本經濟の内包するところの困難というものは解決できない。車の両輪として両方が健全に動いていくべきである、このように考えておるわけであります。

いま大成さんから、五十三年度の成長問題、これだけについてお尋ねがありましたけれども、この考え方方は五十三年度だけの問題でもない。ま

た、先々においても同じであります。構造不況についての今回の法提案は、これは五年間の臨時立法でございますが、五年間を展望いたしまして

も、また経済の底上げ、これが健全に進まなければならぬ、そのように考えまして、ただいま、私ども政府といたしましては、平均いたしまして実質六%成長ということを申し上げておるわけであります。その初年度であるところの五十三年度、これが実質七%だ、このように考えておる次第でございます。

○内閣総理大臣(福田赳天君登壇) 今回の政府提案が、その目的が達成されるためには、来年度日本経済は七%の経済成長が絶対必要な条件と考えるがどうか、このようなお尋ねでござりますが、先ほど申し上げておりますように、いま日本の経済の現況というものを顧みまするときだ、どうし

ても対策は二本立てでなければならぬ、つまり、一般的に経済のかさ上げをする、それからもう一つは、構造不況業種対策をやっていく、これ以外にまた道はないんじやないかと申し上げてきたわけ

正に行われる。つまり、経済諸施策と独禁政策、これが調和をとつて行われるようだということを進めむと思います。

それから、合織の問題に関連をいたしまして、ナフサの価格の問題についてお述べになりましたが、ナフサの価格は国際的に見まして現在非常に高い水準にございます。それが関連業界の経営を圧迫しておるわけですが、今回とりあげ第一段階の値上げ交渉が両業界で一応成立いたしております。しかし、これでは不十分でござりますので、さらに抜本的にこの価格の問題を解決するようこれから工夫していくかなければならぬという大きな課題が残っております。

それから、アルミ業界の問題についてお述べにましては、個々の構造不況業種につきまして、構造不況業とレッテルを打たれるような状態になつたその原因究明が大事じゃないかという御指摘でござります。もちろんそのとおりに考えておりま

す。これは、数年後には設備の不足が当然予想されますが、この新鋭設備を廃棄するということは国民経済上も好ましくないということから、凍結という方向で処理をしたいと考えております。いまお述べになりましたことは、それではやり方が不十分ではないかということでござります

○國務大臣(河本敏夫君) 構造不況業種で過剰設備がどれくらいあるかということであります。これはひどいところは五割、六割の過剰設備があるよう思います。少ないところでも一五%あることはないんじやないかと申し上げたわけ

が、ただいまのところ平電炉業界は大体一五%な補つていただきたい、このように考えておりま

す。

それから、債務保証千億では不足するではないかというお話をございますが、これは先ほども述べましたように、確かにそれは非常に大きな課題でございますので、大蔵大臣と通産大臣は必要に応じてこの増額を認可する、そういう仕組みに最終的にすることに決定をいたしました。

それからなお、関係の金融機関あるいは関係の事業者も、この構造改善事業にはある程度の責任を持つていただこう、このように考えておりま

それから、債務保証千億では不足するではないかというお話をございますが、これは先ほども述べましたように、確かにそれは非常に大きな課題でございますので、大蔵大臣と通産大臣は必要に応じてこの増額を認可する、そういう仕組みに最終的にすることに決定をいたしました。

た特定不況業種離職者臨時措置法を活用いたしまして、先ほどもお答えを申し上げたように、雇用保険の給付日数を九十日延期する。そして、職業訓練に当たりましては待期手当、訓練手当をやつしていく、そしてできるだけ再就職の道を選んでいかなければならぬ、このように考えるわけでございまして、特に私は、この不況の状況が、よく言

それから、先ほどもお答えいたしましたが、安定基本計画、これは、当然事前協議を労働省、労働大臣は受けまして、事業主管大臣と密接な連絡をとつて、労働者の雇用の安定、労働条件の問題について十二分に協議をすることになつております。

## ○朗誦を省略した議長の報告

一、昨日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

る法律

一、昨日、常任委員会において、次のとおり理

地方行政委員会

## 二月二十八日委員辭任につきその補

商工委員會

理事 松本 忠助君（理事松本忠助君去る二

九

(常任委員辞任及び補欠選任)

特に、当面の仕事量確保のために、造船業の持つている技術力を最大限に活用して、各方面でわたる需要の拡大に努めることといたしたいと存じます。(拍手)

れる場合は、事業主に対しても、中小企業の場合には支払う賃金の三分の二、大企業は二分の一を助成するということを新たに創設をするわけでございまして、こういうことによつて、民間の活力を生きかして大いに雇用の拡大を図つていこう、そのようになん全を期していきたいというふうに考えておるわけでござります。

官 報 (号 外)

出席國務大臣	内閣總理大臣	福田赳氏君	通商産業大臣	河本敏夫君	運輸大臣	福永健司君
○國務大臣(藤井勝志君)	この法案によりまして 出る失業者に対しましては、すでに成立を見まし	〔國務大臣藤井勝志君登壇〕	成するということを新たに創設をするわけでござ いまして、こういうことによつて、民間の活力を 生かして大いに雇用の拡大を図つていこう、その よう万全を期していきたいというふうに考えて いるわけでござります。	持つてゐる技術力を最大限に活用して、各方面に わたる需要の拡大に努めることといたしたいと存 じます。(拍手)	特に、当面の仕事量確保のために、造船業の場合は支払う賃金の三分の二、大企業は二分の一を助 ける場合には、事業主に対しても、中小企業の場合には支払う賃金の三分の二、大企業は二分の一を助 ける場合には、事業主に対しても、	特に、当面の仕事量確保のために、造船業の場合は支払う賃金の三分の二、大企業は二分の一を助 ける場合には、事業主に対しても、中小企業の場合には支払う賃金の三分の二、大企業は二分の一を助 ける場合には、事業主に対しても、
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣
藤井勝志君	福田赳氏君	河本敏夫君	福永健司君	福永健司君	福永健司君	福永健司君

月二十七日委員辞任につきその補欠

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 橋口 收君

通商産業大臣官房審議官 山口 和男君

卷之三

昭和五十三年三月一日 衆議院会議録第十号 朗読を省略した議長の報告

昭和五十三年三月一日 衆議院会議録第十号 朗読を省略した議長の報告

官 報 (号 外)





原を有する者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、特定空港の設置者又は当該土地の所有者その他の権原を有する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

第八条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防

止特別地区内の土地の所有者から第五条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による用益の制限のため当該土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を特定空港の設置者において買入れるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を買入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

（移転の補償等）

第九条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防

止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する建物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建築物等」という。）の所有者が当該建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除却するときは、当該建築物等

の所有者その他の権原を有する者に対し、予算

の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 特定空港の設置者は、前条第一項の規定による買入れをする場合のほか、政令で定めるところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入の申出があつた場合には、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができ

る。

（買入された土地の管理等）

第十一条 特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第

十一条第四項及び同法第十九条において準用する同法第二十二条第一項の規定にかかるわらず、國である特定空港の設置者は、第八条第一項又は前条第二項の規定により買入れた土地を地方公共団体が公園、広場その他政令で定める施

設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができ

る。

3 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（国の援助等）

第十一條 国は、基本方針に適合する施設の整備を行ふ地方公共団体その他の者に対し、財政上及び金融上に援助に努めなければならない。

2 特定空港の設置者は、基本方針に適合してから予算の範囲内において、政令で定めたところにより、前項の規定による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入の申出があつた場合には、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができ

る。

（罰則）

第十二条 第六条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十三条 第五条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

（都市計画法の一部改正）

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

3 都市計画法の一部を次のように改正する。

（都市計画法の一部改正）

第十五条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十二年法律第二百一十九号）第四条第一項に次の一号を加える。

（地方計画法の一部改正）

第十六条 第五条第二項中「市街化されおり、又は市街化すると予想される」を「市街化されてい

る」に改める。

第十七条 第九条の三第一項中「市街化されおり、又は市街化すると予想される」を「市街化されてい

る」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）の一部を次のようにより改正する。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部改正）

第十八条 第五条第二項中「又は特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十二年法律第二百一十九号）第十条の規定により買入られた土地に

は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部改正）

3 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正）

第十九条 第五条第二項中「又は特定空港周辺航空機騒音対



ことが困難若しくは著しく不適当であると認めて許可した場合を除き、住宅等の建築をしてはならない。

(四) 損失の補償  
特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地について住宅等の建築制限により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(五) 土地の買入れ  
特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地の所有者から住宅等の建築制限のため当該土地の利用に著しい支障をきたすことにより当該土地を特定空港の設置者において買入るべき旨の申出があつた場合には、当該土地を、時価で、買入れるものとする。

(六) 移転の補償等  
1 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する住宅等及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外の建築物、立木竹その他土地に定着する物件の所有者がこれら建築物等を航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に移転し、又は除外するときは、予算の範囲内において、当該移転又は除外により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 特定空港の設置者は、前項による補償を受けることとなる者からその者の所有に属する土地で航空機騒音障害防止特別地区に所在するものの買入れの申出があつた場合においては、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。

(八) 買い入れた土地の管理等  
1 特定空港の設置者は、買い入れた土地について、この法律の目的に適合するよう管理しなければならない。  
2 国である特定空港の設置者は、買い入れた土地を地方公共団体が公園、広場等の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年二月二十八日

運輸委員長 増岡 博之

衆議院議長 保利 茂殿

[別紙] (小字及び一は修正)  
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法  
(目的)  
第一条 この法律は、特定空港の周辺について、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずることによ

り、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ることを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)  
(特定空港の指定等)  
第一条第一項に規定する空港であつて、おおむね十年後においてその周辺の広範囲な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、その地域において宅地化が進むと予想されるため、その周辺について航空機の騒音により用を図るための措置として適切なものと認められるが、原案附則中の本法律案の法律番号に関する公布年については改める必要があるので、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

2 前項の規定による指定があつたときは、当該特定空港の設置者は、運輸省令、建設省令で定めるところにより、おおむね十年後における当該特定空港の施設の概要、当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度並びに当該特定空港の設置者が講ずる航空機の騒音により生ずる障害の防止のための措置の概要を示して、当該地域を管轄する都道府県知事に対して、次条第一項に規定する基本方針を定めるべきことを要請しなければならない。次項の規定による調査の結果が都道府県知事に示した事項と著しく異なることとなる場合として政令で定める場合も、同様とする。

3 特定空港の設置者は、前項の規定による要請をしたときは、おおむね五年」とだ、おおむね

十年後における当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度について調査を行うものとする。

#### (航空機騒音対策基本方針)

第三条 都道府県知事は、前条第二項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところにより、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、航空機騒音対策基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項

二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用に関する基本的事項

三 航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な施設、生活環境施設、産業基盤施設その他の施設であつて政令で定めるものの整備に関する基本的事項

4 前項の規定による公表があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、公表の日から起算して二週間以内に、その公表された基本方針の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

#### 官報(号外)

5 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針の案について、関係市町村長の意見を聞き、かつ、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは関係都道府県知事に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、運輸大臣及び建設大臣の同意を得なければならぬ。この場合において、運輸大臣及び建設大臣は、同意をしようとするときは、第

二項第二号及び第三号に係る部分について関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 前各項の規定は、都道府県知事が基本方針を変更する必要があると認める場合について準用する。

#### (航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区)

第四条 特定空港の周辺で都市計画法(昭和四十年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内の地域においては、都市計画に航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を定めることができる。

2 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画は、基本方針に基づいて定めなければならない。

3 航空機騒音障害防止地区は、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。

4 航空機騒音障害防止特別地区は、航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等

3 前項ただし書の許可には、航空機の騒音により生ずる障害の防止のために必要な限度において、建築物の構造又は設備に条件を付けることができる。

4 航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画が定められた既に着手していた建築については、第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、建築物の用途を変更して第一項各号に掲げる建築物のいずれかとしようとする場合について準用する。

(違反建築物に対する措置)

第六条 都道府県知事は、前条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物又は同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に付けられた条件に違反した建築物については、当該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の模様替その他これららの規定に対する違反又は許可に付けられた条件に対する違反を是正するため必要な措置

(以下「建築物の模様替等」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

7 都道府県知事は、前条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物は、政令で定めるところによ

り、防音上有効な構造としなければならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校

二 医療法(昭和二十二年法律第二百五号)第一條第一項に規定する病院

三 住宅

四 前三号に掲げる建築物に類する建築物で政令で定めるもの

航空機騒音障害防止特別地区内においては、前項各号に掲げる建築物の建築をしてはならない。ただし、都道府県知事が、公益上やむを得ないと認め、又は航空機騒音障害防止特別地区以外の地域に建築をすることが困難若しくは著しく不適当であると認めて許可した場合は、この限りでない。

5 都道府県知事は、前二項の規定により建築物の模様替等又は建築物の移転等を命じようとするときは、これらの措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。ただし、その者が正當な理由がなくて聴聞に応じない場合は、この限りでない。

(損失の補償)

第六条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地について第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による用益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、特定空港の設置者と当該土地の所有者その他の権原を有する者との協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、特定空港の設置者又は当該土地の所有者その他の権原を有する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(土地の買入れ)

第八条 特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地の所有者から第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による用益の制限のため当該土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を特定空港の設置者において買入れるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地

を買入れるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。



ること。

イ 農林水産物の加工度の高い工業

ロ 鉱業

ハ 産業の振興開発に係る交通運輸業

ニ 産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業

ホ イからニまでに掲げるもののほか、産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの

第十九条第一項第二号中「行ない」を「行い」と改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「附隨」を「付隨」に改め、同項第五号及び第七号中「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(出資及び債務保証の限度)

第十九条の二 公庫は、前条第一項第一号の二の規定による出資の額の総額と同号の規定による保証に係る債務の現在額との合計額が第四条に規定する資本金の額を超えることとなる場合には、新たに同号の規定による出資又は債務保証をしてはならない。

第二十二条第二項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 出資の相手方、出資金額の限度、出資に関する業務の方法

一の三 債務の保証に係る資金の用途、相手方、料率、期間、履行方法等債務の保証に関する業務の方法

### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

2 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融を「北海道東北開発公庫及び沖縄振興開発金融

公庫の場合」に改める。

付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十三年度において本公庫は、産業投資特別会計からの出資金1億円を原資として、民間に対する出資一億円を予定している。

右報告する。

昭和五十三年二月二十八日

沖縄及び北方問題に關する特別委員長 竹本 孫一

衆議院議長 保利 茂殿

[別紙]

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

法律案に対する附帯決議

本法施行に当たつて、政府は、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 沖縄振興開発金融公庫の運営については、地元の意向を十分反映させるよう努めること。

二 沖縄振興開発金融公庫の出資及び債務保証については、伝統工芸を含む地場産業の保護育成及び雇用の拡大が図られるよう留意するとともに、県内の既存企業を圧迫することとならないよう配慮すること。

元の改正に伴い、公庫の経営の健全性を確保するため、出資及び債務保証のことができる限度を設けること。

右決議する。

1 沖縄における産業の振興開発に資するため、沖縄振興開発金融公庫に從来の融資機能のほか、新たに民間企業に対する出資機能及び債務保証機能を付与すること。

2 沖縄における産業の振興開発に資するため、沖縄振興開発金融公庫に從来の融資機能のほか、新たに民間企業に対する出資機能及び債務保証機能を付与すること。

3 出資及び債務保証に関する業務の方法を、業務方法書に定めること。

4 以上の改正に伴い、公庫の予算及び決算に関する法律について、所要の改正を行うこと。

5 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

沖縄における産業の振興開発に資するため、沖縄振興開発金融公庫に從来の融資機能のほか、新たに民間企業に対する出資機能及び債務保証機能を付与しようとする本案の趣旨を妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を行った。